

5. 法学部

I	法学部の教育目的と特徴	5-2
II	「教育の水準」の分析・判定	5-3
	分析項目 I 教育活動の状況	5-3
	分析項目 II 教育成果の状況	5-10
III	「質の向上度」の分析	5-12

I 法学部の教育目的と特徴

法学部は、京都大学の基本理念と長期目標を基礎に、平成15年3月、法学・政治学の基礎的・原理的研究や、先端的研究に裏打ちされた知識の提供等を柱とした基本的目標をとりまとめた。そして、かかる目標をもとに、その具体化として以下の諸点を学部教育活動の目的として定めた。

1. 法学部は、教育の成果に関し、社会・国家についての制度設計や組織運営に関する基礎的能力を備えた人材を世に送り出すことを目的として、法学・政治学に関する素養と現代社会にふさわしい総合的な知見を修得させる教育を行う。
2. 法学部は、教育の内容に関し、国際化に対応しうる、また法学・政治学を中心に基礎的な知識を備え、各界において指導的役割を果たしうる人材を養成するのに適切な教育を行う。
3. 法学研究科・法学部は、教育の実施体制に関し、法科大学院、法政理論専攻、法学部という多様な目的をもった学生を教育する組織を併存させる中で、これら諸教育組織の特性を有機的に組み合わせて全体として活力ある研究科・学部の体制を整える。一方で、従来通り学部学生に対しては主に基礎的・原理的な知識の修得を課すると同時に、他方で、高度な専門知識を備えた職業人を養成する教育組織の設置を契機として、大学院においてはもとより、学部においても基礎的・原理的知識と先端的・応用的知識を自ら有機的に結合して現代社会の諸分野で活躍する人材を育成すべく、教育の実施体制を一層整える。
4. 法学部は、学生への支援に関し、履修指導を充実させ、学習相談・助言体制を整備することにより法学・政治学に関する幅広い学修を促し、図書室等の施設を有効かつ適切に利用する方策を講じて、より深い自主的な学修へと学生を導く。また、学修や研究に資するために、法学・政治学関係の図書・資料類の一層の充実を図るとともに、情報検索・文献複写等の利便性の向上に努めることにより、効果的な学習支援を積極的に行う。必要性が高まっている学部学生に対する情報教育についても法学部として対応に努力するとともに、国家試験等に関するガイダンスにも積極的に対応する。

[想定する関係者とその期待]

法学部は、(1) 法学の基礎的素養を身に付け、法科大学院に進学して法律家を目指す者を多数育成してほしいと願う法曹界、(2) 高度な企画力・判断力に加えて計画的な実行力も身に付けた人材を求める中央官庁や地方自治体、(3) 自由な発想や主体性・行動力を備えた個性ある人材を希求する企業、(4) 大学院に進学して法学や政治学の研究者や大学教員を志す者を待ち望む学界、ならびにこれら各界での活躍を望む学生を、主たる関係者として想定している。以上の各界ならびに学生の期待は総じて言えば、法学・政治学の基礎的・原理的知識を着実に身につけ、国際感覚を養い、現代社会にふさわしい総合的な知見を修得することにあるものと考えている。

II 「教育の水準」の分析・判定

分析項目 I 教育活動の状況

観点 教育実施体制

(観点に係る状況)

本学部では以下のように、教育の実施にあたって組織編成上の工夫を行い（主に下記 1・2）、内部質保証システムを機能させて教育の質の改善・向上を図っている（主に下記 3・4）。

(1) 教員組織編成

平成 4 年のいわゆる大学院重点化と平成 18 年度の公共政策大学院設置の結果、法学部の専門教育については、法学研究科及び公共政策大学院の専任教員が担当する体制をとっており、平成 27 年 5 月 1 日現在、教授 57 名、准教授 18 名という充実した陣容である（資料 1）。各教員の担当科目数については、教務主任による調整を通じて教育負担の均等化が図られており、1 名を除き全員が年間 20 単位以下である。さらに、平成 17 年度より特別研究期間制度（サバティカル制度）を設け、活用されている（利用件数 3 件）。

専任教員のうち、官庁等出身の実務家教員を 4 名、外国人教員を 2 名配置している。これらの教員の法律実務や行政実務、外国の法・政治や文化に関する知見が法学部教育において活用されている。

また、年齢構成面でのバランス、男女別割合、出身大学・大学院等の点からも、教員組織の活性化および多様化が促進されている（以上につき、資料 2、3）。

(2) 入学者選抜の方法

法学部では、広い問題関心を持ち多方面にわたる学力及び論理的思考力に優れた者を受け入れる学生受入方針（資料 4）の下に、一般入試及び外国学校出身者のための特別入試という 2 種類の入学者選抜と第 3 年次編入学試験を行っている。この結果、受入方針に合致した多様な背景を持つ学生を得られているが、平成 28 年度入試からは特色入試として後期日程入試を実施し、入試の多様性をさらに広げる。

また、入学者の学力水準を確保して標準修業年限内の卒業率を高める等の目的で、平成 29 年度入試から外国学校出身者入試及び第 3 年次編入学試験の内容を改める（いずれも TOEFL-iBT の成績を利用するほか、前者については一般入試の国語（理系）を用いる）ことを公表している。

(3) 教員の教育力向上及び教育プログラムの質保証・質向上

教務委員会のもと各授業科目のシラバス、履修状況、授業アンケートの結果等のデータの収集・蓄積が行われている。シラバスは、シラバス標準モデルに照らして点検し、授業担当者に修正を求めている。授業アンケートは、毎年度、各学期に法学部の提供する全ての専門科目について実施しており、単位の実質化、シラバスの活用状況、シラバス記載の到達目標に関する質問項目も平成 26 年・27 年度から加え、内容を充実させている。アンケートの結果は、学生にその概要を告知するとともに、担当教員に通知して授業の改善に役立てているほか、学期毎に開催される FD 会議において、結果の分析・検証を行い教育力向上に努めている。

さらに、法学研究科評価委員会の下で原則 2 年に 1 度、部局独自に研究科・学部の組織・活動及び教員個人の研究教育活動に関する自己点検・評価を実施し、報告書を公刊している。その中で教育理念・目標、学生の受入、教育課程・教育方法、成績評価・学位審査、学生への学修支援、教育の成果等の項目を立て、分析・検証を行い、課題を関係委員会に付託して検討を行っている。

(4) 職員の専門性向上

職員は業務に関する研修等に参加することで、専門性の向上に努めている。また、図書館職員は、司書の資格を有するとともに、同様に業務に関わる研修に参加しており、研修等で得た知識を参加者が日常業務に役立てるだけでなく必要に応じて掛員等にも資料の閲覧や周知説明を行い、知識の共有等に努めている(資料5)。

資料1 教員定数の充足状況 (各年度5月1日現在)

出典：京都大学大学院法学研究科・法学部 自己点検・評価報告書 第12号 305頁

区 分		教授	准教授	講師	助教 助手	計	充足率 (%)
法人化前	16.3.31定員	69	30	1	9	109	88.07
	現 員	55	17	2	22	96	
法人化後	16.4.1定員	69	30	1	9	109	—
平成22年度	22.4.1定員	65	30	1	8	104	87.50
	現 員	54(6)	14	1	23	91(6)	
平成23年度	23.4.1定員	65	30	1	8	104	88.46
	現 員	56(6)	16	1	19	92(6)	
平成24年度	24.4.1定員	65	30	1	8	104	89.42
	現 員	56(6)	18	5	14	93(6)	
平成25年度	25.4.1定員	65	30	1	8	104	83.65
	現 員	56(7)	18	2	11	87(7)	
平成26年度	26.4.1定員	65	30	1	5	101	93.07
	現 員	56(7)	19	2	17	94(7)	
平成27年度	27.4.1定員	65	30	1	3	99	90.91
	現 員	57(7)	18	1	14	90(7)	

注1：()内の数字は、博士後期課程の専任教員でもある公共政策大学院及び国際高等教育院の専任教員数を示し、内数。

注2：平成26年度以降の助教・助手欄には、特定助教を含む。

資料2 専任教員の年齢構成(人)および実務家教員数、外国人教員数

(平成27年5月1日現在)

出典：京都大学大学院法学研究科・法学部 自己点検・評価報告書 第12号 306頁(一部加工)

	教 授	准教授	講師	助教・助手	計
61歳以上	6 (3)	0	0	0	6
56歳～60歳	14	0	1	0	15
51歳～55歳	14	0	0	0	14
46歳～50歳	6	0	0	0	6
41歳～45歳	11 (1)	1	0	0	12
36歳～40歳	6	4【1】	0	2	12
31歳～35歳	0	8【1】	0	5	13
26歳～30歳	0	5	0	7	12
25歳以下	0	0	0	0	0
計	57 (4)	18	1	14	90

注：()内は、実務家教員数で内数、【 】内は、外国人教員数で内数。

資料3 専任教員の出身大学及び大学院（人）（平成27年5月1日現在）

出典：京都大学大学院法学研究科・法学部 自己点検・評価報告書 第12号 306頁

職名	現員数	学部					大学院										備考
		京 都 大 学	他 の 国 立 大 学	公 立 大 学	私 立 大 学	外 国 の 大 学	修士課程					博士課程					
							京 都 大 学	他 の 国 立 大 学	公 立 大 学	私 立 大 学	外 国 の 大 学	京 都 大 学	他 の 国 立 大 学	公 立 大 学	私 立 大 学	外 国 の 大 学	
教授（男性）	52	42	9	0	1	0	28	2	0	0	3	26	2	0	0	2	
教授（女性）	5	2	2	0	1	0	1	1	0	1	0	1	0	0	1	0	
准教授（男性）	13	9	2	0	0	2	10 [6]	0	0	0	1	6	0	0	0	1	〔 〕は法科大学院卒 内数
准教授（女性）	5	4	0	0	0	1	2 [2]	0	0	0	1	0	0	0	0	0	
講師（男性）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
講師（女性）	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	
助教・助手（男性）	8	5	0	0	1	2	8 [4]	0	0	0	1	8	0	0	0	0	〔 〕は法科大学院卒 内数
助教・助手（女性）	6	0	1	0	1	4	3	0	0	0	2	6	0	0	0	1	
計	90	62	14	0	4	10	52 [12]	3	0	1	9	47	2	0	1	4	〔 〕は法科大学院卒 内数

注1：本表には、法学研究科教授を併任する、大学院公共政策連携研究部及び国際高等教育院教授7名を含む。

注2：教授2名、助教1名が、京都大学と外国大学の大学院修士課程の出身者であり、また、教授1名、助教1名が、京都大学と外国大学の大学院博士課程の出身者であり、両方の欄において1名として算入してある。

注3：京都大学・法学研究科出身で、他大学専任教員の経験者は、教授11名である。

注4：男女別割合は、男性81%、女性19%である。

資料4 学生受入方針

法学部では、世界・国家・社会の様々な問題に対する強い関心を持ち、多方面にわたる基礎的な学力を備え、論理的思考力にすぐれた学生を求めています。

（出典：平成28年度 京都大学学部入学者選抜要項）

資料5 過去5年間に法学部職員が参加した研修等

<p>・一般職員 情報環境機構講習会、ハラスメント窓口相談員のための研修会、人権に関する研修会、教育職員免許状授与事務説明会、業務システム等の説明会、就職担当教員向け研修会、情報交換会、学生支援・教務関係事務職員研修、教養教育シンポジウム</p> <p>・図書室職員 Westlaw Japan Academic Suite 講習会、JURIS Online 利用説明会、法律図書館連絡会総会 中級講座、Westlaw Next 講習会</p>
--

(水準)

期待される水準にある

(判断理由)

法学部では、学部教育を法学研究科及び公共政策大学院の専任教員が兼担する体制の下、教育目標に適った教育課程の遂行に必要な教員を確保し、適切に配置している。専任教員の構成は、性別、年齢、出身大学・大学院等の点でバランスがとれ、サバティカル制度の導入等により教員組織の活動の活性化も図られる一方、教育内容・方法の改善も積極的に進めており、一連のとり組みは基礎的知識の着実な修得や高水準の授業の実施に寄与することで、学生や関係各界からの期待に応えるものである。

また多様な背景を持つ学生を受け入れるのに適した入学者選抜方法に加えて、法律・行政実務に精通した教員や外国人教員を配置して、その知見を活用することで、国際感覚の涵養や総合的な識見の修得に対する関係者の期待に応えている。

以上から、学生はもとより、上記のような資質を備えた学生の養成を期待する企業、官庁、法曹界、学界等の関係者の期待に応えていると判断できる。

観点 教育内容・方法

(観点に係る状況)

(1) 体系的な教育課程の編成

法学部は、平成21年に「法学部教育目標、教育課程編成・実施の方針及び学位授与の方針」を決定(平成27年2月改正)し、教育目標を、教育課程編成・実施の方針として①人材養成の狙い、②教養教育と専門教育の関係、③専門教育の重点的内容、④国際性、⑤自主的勉学の5つの観点から具体化している。また、教育課程編成・実施の方針をさらに学科目編成・段階的な学習に結びつけたコースツリーを作成した(別添資料1)。このように学位授与方針に沿って、法学・政治学に関する基礎的及び基本的な知識が着実に修得されるように制度設計がなされている(別添資料2)。

法学部では、学生の段階的・体系的学習と幅広い学識と豊かな思考力の獲得を積極的に促すため、専門科目に学年配当制を導入し、法学・政治学の段階的・体系的履修が可能となる科目編成を行っている。平成25年度からは、1年次に「法学部基礎演習」という教養科目を導入し、資料の探し方、文献の読み方、プレゼンテーションのしかたといった、大学での専門的学習・研究の前提になるような基本的なスキルを学ばせている。これらの科目編成の意義については、年度初めの履修指導により学生に周知している。

成績評価については、原則として匿名採点の方式をとることで厳正な客観性を確保するとともに、評価基準の標準化を図り、科目間での不均衡を抑制している。即ち、専門科目の単位認定及び成績評価の基準を定めており(別添資料3)、平成26年度より成績評価に関する異議申立の制度も導入した。これらは、履修指導、便覧等の記載、教務掛掲示板への

掲示を通じて学生に周知している。

(2) 社会のニーズに対応した教育課程の編成

主体性・自律性をもった人材育成が本学部求められる社会のニーズの1つであり、本学部は伝統的に、専門科目について学生の自由な選択を認め、また、演習を重視してきている。

演習は、3・4年次に配当され、参加・選択の機会を保障するべく、基本的な科目については原則的に講義に対応して開講し、平成24年度から3科目まで履修を認めており、高い割合で履修されている(資料6)。

また、平成24年度に、実務と法の関わりを理解させるための「実務関連特別科目」を新設した。ここでは、企業から複数の講師を招き、受講後、得た知識を実践で学ぶ機会として一部科目につきインターンシップが翌年度から実施されている。

(3) 国際通用性のある教育課程の編成

法学部では、従来から外国文献研究(英・独・仏)を開講してきたほか、平成26年度より外国人教員により英語で提供される専門科目も2科目開講し、平成27年度は前期31名、後期18名の学生が受講している。また、大学間学生交流協定に基づき外国の大学に留学した学生について、留学先で修得した科目を法学部での取得単位として認定してきたが、平成26年度より、交流協定外の大学についても帰国後の単位認定が可能となるように制度改正を行った。大学間学生交流協定に基づく留学生の数は、増加傾向にある(資料7)。

さらに、GPA制についても平成28年度入学者から導入することを決定し、全学での議論を踏まえて運用の検討を進めている。

(4) 効果的な教育方法

授業は基本的には講義形式で行われるが、外国文献研究等は少人数での輪読であり、演習では少人数の討論が中心である。また、学生に予習・復習を求めるため、毎年度初めに配布するシラバスに、授業の目的、到達目標、授業内容、教科書等を明記している。

さらに、履修登録の科目数に上限を設けるキャップ制を実施しており、2年次生32単位、3年次生36単位、4年次生40単位を上限とするとともに、2年次生・3年次生については、前期・後期のそれぞれにつき20単位とする制限もかけている。堅実な学習を求めるキャップ制の趣旨は、履修指導において説明している。

平成26年度より、法学部の提供するすべての専門科目について授業アンケートを実施し、授業への出席回数や予習・復習時間を尋ねることで学生の学習状況を把握している。アンケート結果の概要は学生に周知している(別添資料4)。アンケート結果によれば授業の出席率が必ずしも高くないが、この点は、成績不良者の個別面談や保護者に対する成績通知等、履修状況の改善に向けた方策を通じて対応を図っている。また、4単位科目については、半期週2回の短期集中の授業をすることによって、学生の一貫した理解を促進しており、アンケート結果の総合評価においては、平成22年度から27年度まで常に7~8割の学生が満足を示している。

(5) 学生の主体的な学習の支援

年度初めの履修指導において履修方法等を指導するほか、学習に関する相談について教員が対応する体制を整えている。また、平成27年度から成績不良者の個別面談を毎学期行い、学習状況を聴取して学習指導をしている。さらに、履修状況の向上を図るため、平成27年度入学者から保護者に対する成績通知を行うこととした。

自学自習環境の整備として、法学部図書室には、法律学・政治学の全分野にわたる図書が70万冊以上所蔵されており、学生への貸し出しのほか、利用頻度が高いものを教育用図書として開架コーナーに配備して学生の閲覧・利用の便宜を図っている。さらに法学部生が利用可能な学習スペースとして図書室に隣接した自習室(98席)などを設けている。こ

これらの設備は広く学生によって活用されている(資料8)。

授業時間外の学習を促すための工夫としては、講義で学んだ知識を定着させ、応用する力を養うことを目的として、いずれも授業時間外に、①インターネットを利用して、受講者に知識の確認を基本とする小テストを実施し、期日までに解答を求めるもの、②受講者(希望者のみ)を集めて、1時間をかけて事例問題(2～3問)を解かせるもの、③受講者に講義内容に沿ったテーマでリサーチペーパーを作成することを義務づけ、その際希望者には、テーマの選定、資料の探し方、文章へのまとめ方などをサポートするものの3つを平成25年度後期より一部科目において実施している。

資料6 現行制度下での演習履修状況

	2012年度前期			2012年度後期			2013年度前期			2013年度後期		
	3回 生	4回 生	合 計									
受講者数	332	168	500	307	135	442	332	207	539	296	141	437
受講率	94.20%	47.90%		87.20%	38.60%		94.9%	58.8%		84.6%	40.1%	
	2014年度前期			2014年度後期			2015年度前期			2015年度後期		
	3回 生	4回 生	合 計									
受講者数	331	215	546	305	123	428	337	211	548	303	145	448
受講率	96.50%	61.60%		87.60%	35.30%		97.1%	62.2%		87.8%	42.9%	

資料7 授業料等を不徴収とする大学間学生交流協定校への派遣留学生数

<ul style="list-style-type: none"> ・ 国別の学生数(平成22-27年度合計) アメリカ6、英国18、スウェーデン3、オランダ11、ドイツ7、フランス10、スイス3、イスラエル3、トルコ2、オーストリア1、ベルギー1、中国4、オーストラリア3、フィンランド1、カナダ2(合計75人) ・ 出発年度別の学生数 H22年度出発(1回生0人、2回生4人、3回生5人、4回生0人、合計9人) H23年度出発(1回生0人、2回生2人、3回生6人、4回生2人、合計10人) H24年度出発(1回生0人、2回生3人、3回生7人、4回生2人、合計12人) H25年度出発(1回生0人、2回生0人、3回生12人、4回生4人、合計16人) H26年度出発(1回生0人、2回生2人、3回生11人、4回生1人、合計14人) H27年度出発(1回生0人、2回生1人、3回生9人、4回生4人、合計14人)

資料8 図書室利用統計 (出典：京都大学大学院法学研究科・法学部 自己点検・評価報告書
第11号、第12号)

利用者数・貸出冊数

年度	区分	法学研究科・法学部				他学部	他大学	合計
		教員	大学院生	学部学生	その他			
平成22年度	人数	957人	2,713人	1,295人	28人	2,651人	98人	7,742人
	冊数	2,187冊	6,859冊	2,074冊	65冊	4,497冊	98冊	15,780冊 (洋書：4,563冊、和書：11,217冊)
平成23年度	人数	1,080人	2,901人	1,377人	34人	2,904人	215人	8,511人
	冊数	2,569冊	7,099冊	2,184冊	77冊	4,780冊	215冊	16,924冊 (洋書：5,019冊、和書：11,905冊)
平成24年度	人数	1,035人	2,338人	1,169人	39人	2,560人	249人	7,390人
	冊数	2,579冊	5,539冊	1,781冊	101冊	4,264冊	249冊	14,515冊 (洋書：4,312冊、和書：10,203冊)
平成25年度	人数	901人	2,490人	1,604人	46人	2,863人	185人	8,089人
	冊数	2,222冊	5,926冊	2,629冊	72冊	4,876冊	185冊	15,910冊 (洋書：4,709冊、和書：11,201冊)
平成26年度	人数	895人	3,137人	1,716人	55人	2,725人	96人	8,624人
	冊数	2,094冊	6,920冊	2,787冊	99冊	4,427冊	96冊	16,423冊 (洋書：4,765冊、和書：11,658冊)
平成27年度	人数	952人	3,664人	1,774人	68人	2,619人	93人	8,962人
	冊数	2,200冊	7,900冊	2,744冊	163冊	4,477冊	93冊	17,577冊 (洋書：4,943冊、和書：12,634冊)

(水準)

期待される水準にある

(判断理由)

法学部での授業は、日本最高水準の研究業績を示す研究者教員が行っている上に、演習、実務関連特別科目、特殊講義・特別講義や外国文献研究、英語での専門科目を開講する一方、これらの段階的・体系的な履修を促進するために、コースツリーを作成し、学年配当制やキャップ制を導入している。また、履修指導や成績不良者面談により学習支援も十分に行う一方、成績評価については厳正な客観性を確保するとともに、評価基準の標準化を図っている。以上のとり組みはいずれも基礎的知識の堅実な修得に寄与するものであり、学生や関係各界からの期待に応えるものである。

さらに、外国文献研究や英語提供科目に加えて、派遣留学生在が外国の大学で修得した科目を法学部での取得単位として認定するなど、国際通用性のある教育課程の編成がなされており、国際感覚の涵養に対する期待に応えている。また、学生による自発的学習を尊重する本学部の伝統に則って、少人数の討論で行われる演習を重視するとともに、法学部図書室の蔵書の充実や学生用自習スペースの拡充等により、主体的な自主学習の便宜を図っており、現代社会にふさわしい総合的な知見の修得への期待に対応している。

以上から、法学部の教育内容・方法は学生のみならず、上記のような資質を備えた学生の養成を期待する企業、官庁、法曹界、学界等の関係者の期待に応えていると判断できる。

分析項目Ⅱ 教育成果の状況

観点 学業の成果

(観点に係る状況)

(1) 履修・修了状況

標準修業年限内の卒業率は、平成20年から24年入学者についてそれぞれ68.2%、65.9%、63.5%、64.4%、66.5%となっている。法学部では、従来、法科大学院進学準備、公務員試験・資格試験準備のために意識的に留年する学生が多く見られたことから留年率は問題視されてこなかった。しかし、一定数の成績不良者も認められることから、平成26年5月、補導委員会において卒業延期者リストを作成のうえ、とくに単位修得状況の悪い学生17名を要面談者として呼び出し、11名に面談を行った。面談を受けた者は、学業に身を入れる方向に転換しつつあると見られる。平成26年度は、卒業延期者のみ対象とする調査、面談であったが、平成27年度より、一定の成績基準に満たない1回生から4回生までを対象に毎学期面談を実施している。さらに平成27年度入学者から、保護者に対する成績通知を行うことなどを決定し、履修状況の改善に向けての方策を進めている。

(2) 学業の成果の達成度や満足度に関する調査

試験を実施する専門科目についてのみ行われていた学生に対する授業アンケートは、平成26年度後期より演習を含む全科目について実施されるように拡大した(別添資料4)。授業への出席率、予習復習に取り組んだ程度、授業内容の計画性・理解しやすさ、興味を深めるものか、到達目標の達成度、総合評価、授業のよい点・改善して欲しい点(自由記載)などを尋ねており、5～6割の学生が到達目標を達成できたと回答し、7～8割の学生が総合評価で満足の意を表明している。授業アンケートについては、学生に結果の概要が告知されるとともに、各教員にも担当科目に関する結果を通知し、授業の改善を促している。全体の集計結果は教授会にも報告され、学生の学習状況や教育内容の改善点の把握に役立てられている。

平成25年度から、「法学部での学習の成果に関する卒業予定者アンケート」を、卒業予定者を対象に卒業時に行っている。法学部においてどの程度の学習の成果が得られたかを、知識と素養・教養・国際性・企画力などの要素ごとに尋ねるとともに、法学部の教育理念の有益度、法学部での学習についての満足度などを調査した結果、非常に良かったとの回答が6割強、良かったとする回答も合わせると9割を超える卒業予定者が満足したと回答した。アンケートの結果は教授会で報告され、在学期間全体を通じての学生の学習状況・学習成果の把握に役立てられている(別添資料5)。

(水準)

期待される水準にある

(判断理由)

卒業予定者アンケートでは各項目において9割前後の者が満足の意を表明しており、この結果から判断して、卒業時において学生が身に付けた学力や資質・能力、および法学部が養成しようとする人物像や、法学部教育が応えようとする関係者、とりわけ学生の期待に照らして、教育の成果はあがっていると思われる。よって、法学・政治学の基礎的・原理的知識と現代社会に相応しい総合的知見の修得という、関係者の期待に応えていると判断できる。

観点 進路・就職の状況

(観点に係る状況)

(1) 進路・就職状況

学生の進路・就職状況は、京都大学の法学研究科（法政理論専攻・法曹養成専攻）に進学する者については入学手続等により、それ以外の者については卒業時に学士録カードに記載させることで、把握している。平成26年度（卒業生数350人）の進路内訳は、大学院進学107人、国家公務員10人、地方公務員20人、銀行28人、保険・証券22人、製造業33人、サービス業他130人であり、多方面にわたっている。国家公務員・地方公務員就職者数は、それぞれ平成21年度16人・14人、22年度16人・15人、23年度17人・19人、24年度15人・19人、25年度22人・21人、26年度10人・20人となっている。大学院進学が全体の30.6%、公務員（政府系機関を含む）が8.6%、民間企業が49.7%である。収集されたデータは、教授会で報告され、将来の進路選択に関する説明の資料として履修指導の際などに配付し、同窓会誌や保護者会の会報にも掲載している。

(2) 在学中の学業の成果に関する意見聴取

平成24年に、卒業後5年を経た卒業生を対象に、法学部での学習成果に関するアンケートを実施し、法学部においてどの程度の学習の成果が得られたかを、知識と素養・教養・国際性・企画力などの要素ごとに尋ねるとともに、法学部の教育理念の有益度、法学部での学習についての満足度などを調査した。アンケートの結果はFD会議で報告された。アンケートの各項目において8割超の者が満足の意を表明している（別添資料6）。また、同窓会組織である有信会などを通して卒業生と個別に意見交換を行っている。会報である「有信会誌」には、教員委員の企画のもと、本学部の教育内容に関する卒業生からの寄稿が掲載されている（法学部ウェブサイトにも転載）。また、本学部では、演習の受講者のOB/OGからなるゼミ会の活動が盛んであり、教員が卒業生から現在の状況を聴き取っている。また、卒業後3年を経た卒業生を対象にアンケートを実施することとし、平成26年3月の卒業生から連絡用のメールアドレスの使用について同意を得ている。なお、進路・就職先等への意見聴取は制度的には行っていないが、良好な就職状況から本学部卒業生に対する高い評価がうかがえる。

(水準)

期待される水準にある

(判断理由)

本学部学生・卒業生は、司法試験、国家試験、大学院進学等で順調な成果を残しているほか、民間企業等の社会の多方面に進んで活躍している。このことからすると、法曹界、官公庁、企業、学界等の関係者が、本学部での教育に求める成果が上がっていると考えられ、したがって関係者の期待に応えていると判断できる。

Ⅲ 「質の向上度」の分析

(1) 分析項目Ⅰ 教育活動の状況

以下の事例から、質の向上があったと判断できる。

事例1 「学生への授業アンケート調査の実施対象の拡大」

学生への授業アンケート調査は、結果を担当教員に提示して授業の改善等に役立てることを目的としているが、平成26年度後期からは、試験を実施しない科目を含む全科目についても行っている。また調査項目も追加してきており、教育内容・方法の改善に向けて組織的な取り組みをさらに行った。

事例2 「体系的段階的な教育課程の編成」

新たに平成25年度より大学での専門的学習・研究の前提になるような基本的スキルを学ばせる「法学部基礎演習」を開講している。

事例3 「社会のニーズに対応した教育課程の編成」

平成24年度より「実務関連特別科目」を開講している。

事例4 「国際通用性のある教育課程の編成」

平成26年度より、外国人教員による英語での講義2科目を開講し、加えて、留学先で修得した科目は、交流協定外の大学についても帰国後の単位認定ができるように制度改正がなされた。

事例5 「成績異議申立制度の導入」

平成26年度より成績評価に関する異議申立の制度が導入された。

(2) 分析項目Ⅱ 教育成果の状況

該当なし